



その3 運輸部

「不正改造車を排除する運動」及び 「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」について

運輸部では、沖縄県警察本部及び県内自動車関係団体の協力を得て、六月一日から三十日までの一ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の重点期間と定め、同時に「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」と連携して展開しました。

自動車の増加に伴い自動車排出ガスによる大気汚染、騒音等環境の悪化が社会問題となつている中で、暴走行為、過積載等を目的と

した不正改造車は道路交通の秩序を乱すとともに、環境悪化を助長し、また、自動車使用者の不正改造に関する認識不足により、事故を誘発しかねない状態で運行している自動車が増加しています。このようなことから当部では、道路交通の安全確保、公害防止を図るための一環として、平成二年度からこの運動を実施しているものです。

自動車ユーザーや自動車関係事

業者等に広く不正改造車についての啓蒙を図るため、ラジオのスポット放送、市町村広報誌等への掲載依頼を行つとともに、不正改造車排除の運動ポスター、不正改造事例ポスターの掲示を行い、自動車ユーザー等への社会的責務に対する自觉を促しました。

六月四日には不正改造車を対象とした街頭検査を沖縄市で実施しました。違反車両については、基準に適合せしめるため「整備命令書」

自動車は、その安全性の確保及び公害の防止を図るために、構造・装置及び性能について必要最小限の技術基準（道路運送車両の保安基

の交付を行いました。
今回の街頭検査では、「クリアレンズの取り付けや窓ガラスへの着色フィルムの貼付」、「マフラーの切断、取り外し」、「ディーゼル車の黒煙濃度、特種用途自動車の設備等についての確認を行い、広く一般ユーザーに対する不正改造車の排除についてのチラシ等を配付し不正防止の呼びかけを行いました。



街頭検査（沖縄市）

準）が定められており、自己の理由による、ルールを無視した自動車の不正改造は禁止されています。

不正改造車は事故やトラブルの原因になるばかりか大気汚染や騒音など、生活環境を破壊することも少なくありません。